

高齢者虐待防止について



未然防止

早期発見・早期対応

再発防止

福祉部指導監査課・保健衛生部地域保健課

1. 高齢者虐待防止法のおさらい

2. 甲府市高齢者虐待対応マニュアルを
ご存じですか？

➡令和6年4月改訂しました！

3. みなさんをお願いしたいこと

1. 高齢者虐待防止法のおさらい

正式には

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
といいます。(以下「法」という)

○目的は、高齢者の権利利益の擁護（法第1条）

○定義（法第2条）

①高齢者は65歳以上の者

②虐待は、養護者、及び養介護施設従事者等によると規定

③養護者とは、高齢者を現に養護する者（養介護施設従事者等以外の者）

高齢者虐待とは？

① 身体的虐待

身体に外傷が生じる行為、生じる恐れのある暴行

② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

食事を与えない、必要な介護をしない等の行為

③ 心理的虐待

暴言を吐く、拒否をし続ける、無視する等の行為

④ 性的虐待

わいせつな行為、わいせつな行為をさせる

⑤ 経済的虐待

高齢者本人の財産を不当に扱い利益を得る等の行為

どうして虐待が起きるのか…

養護者虐待の発生要因

(全国虐待調査 令和4年度実績より)

被虐待者の「認知症の症状」(56.6%)

虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」(54.2%)

虐待者の「精神状態が安定していない」(47.0%)

「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(46.5%)

虐待者の「理解力の不足や低下」(47.9%)

虐待者の「介護力の低下や不足」(45.8%)

が挙げられています。

複雑に絡み合う

虐待

未然防止できるもの



ネットワークで
積極支援見守り

虐待の芽＝リスク要因
(芽の段階でもご相談ください)

どうして虐待が起きるのか…

施設虐待の発生要因

- ・教育、知識、介護技術等に関する問題 56.1%
- ・職員のストレスや感情コントロールの問題 23.0%
- ・虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、
管理体制 22.5%

個人の資質の問題だけでなく、組織として虐待を起こさせない体制構築が大切です

複雑に絡み合う

虐待

虐待の芽＝リスク要因
(芽の段階でもご相談ください)

高齢者虐待の防止で大事なこと

まずは**未然防止！**

「虐待になる**前**に相談しよう」

「不適切**か**もしれないから言っておこう」

次に **早期発見・早期対応**

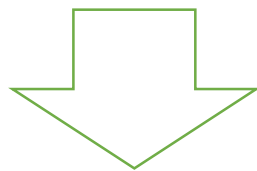
まずは虐待の起こる状況を解消する

そして **再発防止**

2. 甲府市高齢者虐待対応マニュアルを ご存じですか？

国は、高齢者虐待を対応するためのマニュアルを
作成しています。

令和5年3月に改訂されました。



国のマニュアルを元に、甲府市では
「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しています。

令和6年4月に改訂を行いました。

このマニュアルには、甲府市が何をするかが記載されています。

なぜ、国はマニュアルを改訂したのか？

○相談・通報件数及び虐待判断件数
ともに**高止まり**している

⇒目指すは

『高齢者虐待のない社会が実現すること』

マニュアルの改訂だけではありません・・・

虐待防止体制の整備が義務付けになりました

運営基準の改正（R3.4.1）により

全ての介護サービス事業者を対象に介護施設等における虐待防止体制の整備が義務づけになっています。

令和6年4月1日から完全施行となっています。

運用は始まっていますか？

虐待の発生又は
その発生を防止するための
委員会の開催
(虐待防止検討委員会)

虐待防止
指針の整備

研修の実施

虐待担当者
を定める

第 1：甲府市における高齢者虐待の対応の基本

- (1) 高齢者虐待の一義的な責任は、市にあります。(P12)
- (2) 養護者による高齢者虐待は、市（地域保健課）と地域包括支援センター、養介護施設従事者等による高齢者虐待は市（指導監査課）が中心に対応します。
- (3) 通報・届出受理窓口を設置し、時間外の対応
通報は甲府市の代表番号（237-1161）に連絡し、養護者による虐待か、養介護施設従事者等による虐待かお伝えください。
夜間、休日も同様です。

New

第Ⅰ：甲府市における高齢者虐待の対応の基本

(4)連携協力体制の整備(P13～15)

マニュアルに位置付けられている「**養介護施設従事者等に対する研修**」として本資料も提示しています。

高齢者虐待防止ネットワークの構築では、「**保健医療福祉サービス介入を円滑に行うネットワーク**」として、皆様のご協力が必要です。
それ以外にも、地域住民や専門機関とのネットワークの構築を行います。

高齢者虐待は、連携しながら協働によるチームで対応します。

第Ⅰ：甲府市における高齢者虐待の対応の基本

(5)個人情報保護法の対応

個人情報の保護に関する法律が壁となる
利用目的の制限(第16条)、第三者提供の制限(第23条)が義務付けられています。

でも!!

個人情報保護法と甲府市個人情報保護条例では、
高齢者虐待の養護者等には、同意を得ることの例外規定に該当します。

(市条例第5条)

つまり、虐待では **情報提供 > 個人情報保護**

もちろん、虐待の対応をする包括職員・本市等には、**守秘義務**が課せられています。(法第8・17条)

第2：養護者による虐待等への対応

- (1) リスク要因を有する家庭への支援による未然防止が重要です。
- (2) 住民や関係機関が、通報方法や対応窓口を知っていると早期発見できます。→包括・市に**直接ご連絡**ください。
- (3) 包括・市が**事実確認**を行い、関係機関や関係者の協力を得ながら対応します。
- (4) **養護者への支援**も行います。
法にもあるように、養護者の支援も行います。
市や包括は虐待したことを責めるのではなく、なぜ、虐待が起きてしまったのかに注目して支援を行うため、「高齢者虐待」として支援をしていることを、養護者に伝えずに支援を行います。

通報を受けた包括・市はどうするの？

(1) 事実確認のための情報収集

市は通報があった時速やかに高齢者の安全の確認と事実確認のための措置を講ずる(法9条)

《情報の提供を依頼することもあります。ご協力ください》



(2) 包括と市で協議(コアメンバー会議)

虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定を行う

虐待なし⇒未然防止のための経過観察を実施
包括を中心に、介護支援専門員やサービス
事業所等の協力が不可欠

虐待あり



(3)発生要因や課題を整理して関係機関・関係者と協議・決定、役割分担をしながら虐待対応計画の決定

《みなさんも関係者です。役割をお願いすることがあります》

【高齢者支援チーム】

【養護者支援チーム】

多職種連携をすることで、様々な視点・知識・経験が生かされる



(4)高齢者本人・養護者への支援

《情報共有しながら連携をとり、終結を目指します》

繰り返す

虐待の終結

それで終わりではなく



再発防止

法にはこのように記載されています。

○早期発見（法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係する団体及び養介護施設従事者、医師（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○通報（法第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

⇒市や包括に直接連絡してもよいと解釈できます。

第3：財産上の不当取引による被害の防止

New

養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第3者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について相談に応じる甲府市消費生活センターがあります。

○甲府市消費生活センター

甲府市消費生活センターでは、市民から（事業者を除く）の消費生活に関する相談を受け付けています。悪質商法の被害にあったり、商品や役務（サービス）の取引に関するトラブル、インターネットや携帯電話などを利用した消費者トラブル、債務に関する相談など、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。（相談内容に応じて必要であれば弁護士による無料法律相談も行います。）

電話番号：055-237-5309

所在地：甲府市丸の内1丁目18-1 甲府市役所本庁舎4階

相談受付時間：平日 午前9時から午後4時（水曜日は午前9時から午後6時）

※土日、祝日、年末年始除く。

第4：養介護施設従事者等による虐待への対応

- (1) 介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業所などで従事する職員、すべてが対象です。
- (2) **指導監査課**を中心に長寿介護課や地域保健課等が対応します。
- (3) 通報者は、保護されます。(誰が通報したかは施設に伝えません)
- (4) 事実確認のため、施設の調査を行います。

New

＊皆様の職場では、高齢者虐待の研修、苦情の処理体制はどうなっていますか？

(法第20条)

＊発見したら速やかに市へ通報をお願いします(法第21条)

📖「虐待の芽チェックリスト」「虐待防止セルフチェックリスト」

(東京都福祉保健財団高齢者権利擁護センター高齢者権利擁護推進事業リンク集)など上手に活用を。

法にはこのように記載されています。

○早期発見（法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係する団体及び養介護施設従事者、医師（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

○通報（法第21条）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

虐待には 12 のサインがあります。



- ①身体に不自然な傷やあざがあり、高齢者自身や介護者の説明がしどろもどろ
- ②脱水症を甘く見ることは禁物
 - 家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していることもある
- ③部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- ④外で食事する時、一気に食べてしまう
 - 自分で食事の準備や食べたりできない
- ⑤必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥高齢者に強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる

- ⑦高齢者が落ち着きがなく、動き回ったり異常にしゃべる
→認知症高齢者で、自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつき等の落ち着かない状態
- ⑧「年金を取り上げられた」と訴える
→年金収入があっても生活費に困窮、身に覚えのない借金の取り立てなど
- ⑨高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ⑩家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ⑫天気が悪くても、高齢者が長時間外にたたずんでいる
あるいは昼間姿を見かけなくなった
窓が閉まったまま

虐待の疑いのチェックポイント

【代表的な確認(チェック)項目】 ※下線は緊急性を要する

A 身体の状態・けが等

- ①体に不自然で複数のあざ、打撲痕や腫脹、傷、やけどの跡が頻繁にある
- ②急な体重の減少、やせすぎ
- ③栄養失調、低栄養の疑い
- ④重い脱水症状、その繰り返し
- ⑤全身衰弱、意識混濁
- ⑥頭部外傷、重度の褥そう

【代表的な確認（チェック）項目】

B 生活の状況

- ①着の身着のまま、いつも汚れたりした服を着ている
- ②身体の異臭、汚れた髪、伸び放題の爪
- ③菓子パンのみの食事、自宅以外でガツガツ食べる、拒食や過食
- ④不眠の訴え、不規則な睡眠
- ⑤自由に外出できない、自由に家族以外の人と話せない、長時間家の外にいる
- ⑥経済的に困っていないのに「お金がない」と訴える
- ⑦居住する家が極端に非衛生的である、暖房の欠如

【代表的な確認(チェック)項目】

C 話の内容

- ① つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする
- ② 「お金をとられた」「貯金がなくなった」の発言
- ③ 関係者に話すことをためらう、話の内容が変化
- ④ 「怖い」「怒られる」「殴られる」などの発言
- ⑤ 「何も食べていない」「怖いから家にいたくない」「帰りがたくない」などの発言
- ⑥ 「死にたい」などの発言、自分を拒否的に話す

【代表的な確認（チェック）項目】

D 表情・態度

- ①わずかなことにおびえやすい
- ②おびえた表情、急に不安がる、人目を避けたがる
- ③無気力な表情、問いかけに無反応
- ④家族のいる場面いない場面で態度が異なる、投げやりな態度、急な態度の変化

【代表的な確認（チェック）項目】

E サービスなどの利用状況

- ①家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ②処方された薬を適切に服薬できていない、本人が処方されていない薬を服用
- ③入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し
- ④必要であるサービスを未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足
- ⑤援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否
- ⑥利用負担が突然払えなくなる、利用をためらう

【代表的な確認(チェック)項目】

F 養護者の態度

- ①高齡者に対して、冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的
- ②高齡者に対し「早く死んでしまえ」など拒否的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、乱暴な口のきき方
- ③援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁
- ④家から高齡者の悲鳴や介護者・家族の怒鳴り声が聞こえる

【代表的な確認(チェック)項目】

F 養護者の態度つづき

- ⑤高齢者に面会させない
- ⑥虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識
- ⑦支援者へ「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」の訴え
- ⑧虐待者が高齢者の保護を求める
- ⑨刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅かし

3. みなさんをお願いしたいこと

- ①疑いの目を持って、高齢者・家族と接する
⇒12のサインを参考に…
- ②虐待（疑い含む）があったら
すぐに、市・ほうかつへ連絡を。
- ③リスクのある家庭はチェックリストを活用し丁寧に観察を
- ④虐待は 情報提供 > 個人情報

（甲府市個人情報保護条例の例外規定に該当）

参考 （甲府市ホームページに掲載）

○「甲府市高齢者虐待対応マニュアル令和6年4月改訂」

○高齢者虐待の相談・通報先（地域包括支援センター）

